

## オンライン資格確認システムについてのご案内

当院ではマイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」を導入しております。マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証を提示いただかなくても、窓口を設置されておりますカードリーダーで、医療保険の資格確認が行えます。マイナンバーカードをお持ちであれば、患者様の同意により、窓口で限度額適用認定証の確認を行うことができるため、別途、限度額適用認定証の申請が不要となります。

なお、マイナンバーカードの健康保険証での利用を希望される患者様は、あらかじめマイナポータルサイト等で保険証利用の申し込みを行う必要があります。

ご本人の同意があれば、マイナンバーカードを利用し、薬剤情報や特定検診その他必要な診療情報を取得することができます。

当院では、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の診療報酬を算定いたします。

・医療情報取得加算	1	(初診) マイナンバーカードを利用する	1点
月1回			
・医療情報取得加算	2	(初診) マイナンバーカードを利用しない	3点
月1回			
・医療情報取得加算	3	(再診) マイナンバーカードを利用する	1点
3月1回			
・医療情報取得加算	4	(再診) マイナンバーカードを利用しない	2点
3月1回			